

諮詢序：防衛大臣

諮詢日：令和7年9月30日（令和7年（行情）諮詢第1105号）

答申日：令和7年12月3日（令和7年度（行情）答申第658号）

事件名：通達一覧表の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書35」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮詢序がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和元年8月30日付け防官文第6528号により防衛大臣（以下「処分序」又は「諮詢序」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

（1）ないし（5）（略）

（6）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 訒問序の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「統幕長通達の一覧（2016年1月～2019年6月）、及び当該文書を綴っている行政文書ファイル等に綴られた他の文書の全て。」（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙に掲げる35文書（本件対象文書）を特定し、令和元年8月30日付け防官文第6528号により、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮詢を行うまでに約5年11か月を要しているが、

その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号に該当する部分を不開示とした。本件審査請求を受け、本件対象文書の同条該当性を改めて検討した結果、別紙に掲げる文書20の7枚目の番号230の件名については、同条3号に該当せず、開示することとするが、そのほかの部分については、原処分のとおり同条3号に該当するため不開示を維持することとする。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、上記2のとおり、本件対象文書の法5条該当性を改めて検討した結果、不開示とした部分のうち一部を開示することとするが、そのほかの部分については、同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものである。
- (2) 審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第1755号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法19条1項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。
- (3) 以上のことから、上記2及び上記(1)のとおり、不開示とした部分の一部を開示することとするが、審査請求人のその他の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年9月30日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月17日 審議
- ④ 同年11月27日 本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めているところ、諮問庁は、不開示部分のうち、別紙に掲げる文書20の7枚目の番号230（統幕運1第141号）の件名を開示することとするが、その余の部分（以下「不開示維持部分」という。）については不開示を維持することが

妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 自衛隊の運用に関する情報

別表項番1の不開示部分には、自衛隊の運用に関する情報が記載されていると認められる。

原処分において本件対象文書に掲載の各文書の作成日付の部分が開示されていることからすると、当該不開示部分は、これを公にすることにより、各文書の作成時点における自衛隊の運用要領及び態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることは妥当である。

(2) 自衛隊の通信の保全に関する情報

別表項番2の不開示部分には、自衛隊の通信の保全に関する情報が記載されていると認められる。

原処分において本件対象文書に掲載の各文書の作成日付の部分が開示されていることからすると、当該不開示部分は、これを公にすることにより、各文書の作成時点における自衛隊の通信保全要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同号に該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙（本件対象文書）

- 文書1 通達一覧表（平成28年）総務課
文書2 通達一覧表（平成28年）運用第1課
文書3 通達一覧表（平成28年）運用第2課
文書4 通達一覧表（平成28年）運用第3課
文書5 通達一覧表（平成28年）計画課
文書6 通達一覧表（平成28年）指揮通信システム企画課
文書7 通達一覧表（平成28年）指揮通信システム運用課
文書8 通達一覧表（平成28年）首席後方補給官
文書9 通達一覧表（平成29年）総務課
文書10 通達一覧表（平成29年）人事教育課
文書11 通達一覧表（平成29年）運用第1課
文書12 通達一覧表（平成29年）運用第2課
文書13 通達一覧表（平成29年）運用第3課
文書14 通達一覧表（平成29年）計画課
文書15 通達一覧表（平成29年）指揮通信システム企画課
文書16 通達一覧表（平成29年）指揮通信システム運用課
文書17 通達一覧表（平成29年）首席後方補給官
文書18 通達一覧表（平成30年）総務課
文書19 通達一覧表（平成30年）人事教育課
文書20 通達一覧表（平成30年）運用第1課
文書21 通達一覧表（平成30年）運用第2課
文書22 通達一覧表（平成30年）運用第3課
文書23 通達一覧表（平成30年）計画課
文書24 通達一覧表（平成30年）指揮通信システム企画課
文書25 通達一覧表（平成30年）指揮通信システム運用課
文書26 通達一覧表（平成30年）首席後方補給官
文書27 通達一覧表（平成31年）運用第2課
文書28 通達一覧表（平成31年）運用第3課
文書29 通達一覧表（平成31年）計画課
文書30 通達一覧表（平成31年・令和元年）総務課
文書31 通達一覧表（平成31年・令和元年）人事教育課
文書32 通達一覧表（平成31年・令和元年）運用第1課
文書33 通達一覧表（平成31年・令和元年）指揮通信システム企画課
文書34 通達一覧表（平成31年・令和元年）指揮通信システム運用課
文書35 通達一覧表（平成31年・令和元年）首席後方補給官

別表（不開示とした部分及び不開示とした理由）

項目番号	文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書2 (通達一覧表 (平成28年)運用第1課)	統幕運1第4号、同第20号、同第36号、同第48号、同第52号、同第56号、同第59号、同第68号、同第122号、同第153号、同第168号、同第174号、同第179号、同第183号、同第210号、同第214号、同第219号、同第244号、同第258号、同第259号、同第260号、同第281号、同第327号、同第328号、同第351号、同第355号電、同第363号、同第386号、同第406号、同第415号、同第430号、同第433号、454号、同第465号、同第485号、同第532号、同第536号、同第542号、同第599号、同第600号、同第611号、同第643号、同第658号、同第661号、同第663号、同第665号、同第672号、同第682号、同第694号、同第696号、同第697号、同第708号、同第709号、同第718号、同第734号、同第743号、同第747号、同第748号、同	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領及び態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

		第749号及び同第750号のそれぞれの件名の一部	
文書11 (通達一覧表 (平成29年)運用第1課)	統幕運1第12号、同第15号、同第27号、同第33号、同第48号、同第51号、同第101号、同第119号、同第124号、同第138号、同第140号、同第187号、同第188号、同第190号、同第194号、同第200号、同第211号、同第212号、同第232号、同第248号、同第262号、同第263号、同第287号、同第300号、同第333号、同第334号、同第335号、同第371号、同第422号電、同第450号、同第462号、同第526号、同第527号、同第528号、同第530号及び同第560号のそれぞれの件名の一部		
文書20 (通達一覧表 (平成30年)運用第1課)	統幕運1第12号、同第15号、同第34号電、同第39号、同第54号、同第55号、同第159号、同第160号、同第164号、同第165号、同第171号、同第317号、同第331号、同第345号、同第358号、同第367号、同第400号、同第410号、同第415号、同第457号、同第4		

		67号、同第480号、同第504号、同第506号、同第507号、同第505号、同第529号、同第550号、同第557号、同第568号、同第570号、同第571号、同第584号、同第595号、同第642号、同第687号、同第141号、同第720号、同第722号及び同第726号のそれぞれの件名の一部	
	文書32 (通達一覧表 (平成31年・令和元年)運用第1課)	統幕運1第1号、同第2号、同第3号、同第80号、同第92号、同第116号、同第117号、同第126号、同第127号、同第128号、同第185号、同第242号及び同第252号並びに令統幕運1第5号、同第6号、同第9号、同第10号、同第36号、同第44号、同第50号及び同第95号のそれぞれの件名の一部	
2	文書7 (通達一覧表 (平成28年)指揮通信システム運用課)	統幕指運第13号、同第22号、同第34号、同第42号、同第59号、同第109号、同第115号、同第116号、同第118号、同第124号、同第134号及び同第135号のそれぞれの件名の一部	自衛隊の通信の保全に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の通信保全要領が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害す
	文書16 (通達一覧表 (平成29	統幕指運第8号、同第18号、同第21号、同第39号、同第40号、同第4	

	年) 指揮通信システム運用課)	1号、同第46号、同第51号、同第62号、同第69号、同第75号、同第87号、同第91号、同第105号、同第116号、同第127号、同第130号、同第134号、同第141号、同第162号、同第167号、同第180号、同第181号、同第182号、同第183号、同第187号、同第197号、同第199号、同第200号、同第201号、同第207号及び同第216号のそれぞれの件名の一部	るおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書25 (通達一覧表 (平成30年) 指揮通信システム運用課)	統幕指運第2号、同第5号、同第11号、同第17号、同第20号、同第25号、同第30号、同第35号、同第47号、同第74号、同第90号、同第97号、同第108号、同第137号、同第156号、同第179号、同第230号、同第231号及び同第233号のそれぞれの件名の一部	
	文書34(通達一覧表(平成31年・令和元年) 指揮通信システム運用課)	統幕指運第35号及び同第25号のそれぞれの件名の一部	